主

原判決を破棄する。

被告人を懲役六月に処する。

本裁判確定の日から五年間右刑の執行を猶予する。 原審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人山本治雄の控訴趣意第一点にりつて。

所論は、まず、本件集会禁止措置は権限ある国内機関によりなされたものでない から無効なる旨、主張する。

しかしA少将の一九五〇年六月十七日発B官房長官宛覚書は、C元帥の口頭指示によつてなされたものであつて、昭和二十一年勅令第三一一号第二条にいわゆる連合国最高司令官の日本政府に対する指令に該当しその内容として、「その公示し目的または主催団体の性質もしくはその指導性により公共の安寧福祉に脅威を及びし、または占領車もしくは占領目的に反する示威運動に発展する如き集会行進及び示威運動は許可されない」というのであるから、国民一般はこれに拘束されるのを解すべきである。すなわち〈要旨〉右のよう左集会行進及び示威運動は右指令自体で禁止されているのであつて、さらに国内的に禁止を命ずる措〈/要旨〉置が講ぜられるをまつて始めて禁止の効力を生するというものではない。従つて、本件大阪市登付所適宜Dの公務執行を認定する前提として国内的禁止の措置を必要こするという所論はすべて理由がない。

同第二点について。

所論は、まず、大阪市警視庁巡査Dの本件行為をもつて公務の執行ではないというのである。

しかし、原判決挙示の証拠によると、本件大会は予て前記覚書に該当するものと認められていて、できないことになつていたのに拘らず、当日大会に参加するため中央公会堂前広場一隅に参集した約百名位のスクラムを組んだ集団があり、これに対し同巡査が上司の命令を受け同集団の中心的人物の指導的行動に警告を与えようとしたものであつて、同巡査の行為は前示警察法の規定上犯罪の予防に該当するからまさに巡査の職責に属する正当な職務行為(警察官等職務執行法第五条前段)というべく、原判決の趣旨とするところ、またここにあるものと解すべく、これを単なる競技であるがごとき所論は曲解に過ぎない。

つぎに所論は被告人には何ら暴行の事実がない旨主張するのであるが、原判決挙示の証拠によると、被告人が同巡査の右公務執行にりたり、これに対し原判示暴行を加えた事実が窺われるし、記録を検討してもこれを誤認なりとは認められない。要するに事実誤認の本諭旨もまたその理由がない。

同第三点について。

所論に鑑み訴訟記録を精査して窺われる諸般の事情を参酌すると被告人に対する 原審の科刑は重過ぎると認められるから、刑事訴訟法第二百九十七条第三百八十一 条第四百条但し書に従い自ら判決をする。

原判決が証拠により確定した事実にその摘示した法規及び刑法第二十五条を各適 用して主文のとおり判決をする。

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 梶田幸治 判事 井関照夫)